

国家建設のオーナーシップの課題と 国際的な立憲主義の停滞

篠田 英朗
Shinoda Hideaki

[要旨]

21世紀の「国家建設」は、冷戦終焉後の「自由民主主義の勝利」の物語と結びつき、立憲主義的制度を確立する国家を形成するための活動として認識されている。対テロ戦争、国際平和活動、開発援助などを通じて、自由民主主義を基盤とした国際的な軍事活動や援助活動が行われ、21世紀の「国家建設」は進められてきた。自由民主主義国への脱皮を通じて近代的な「国家建設」を進めてきた欧米の主要国は、自国の立憲主義の進展の歴史を参照しながら、国際的な支援を行う傾向ももってきた。しかし国際社会の潮流にそった「国家建設」活動は、現地社会の構成員の「オーナーシップ」を発達させにくいという限界を抱える。「国家建設」活動の成否は、価値規範や軍事力の整備において、「オーナーシップ」をどこまで確立できるかにかかっているとも言える。

はじめに

アフガニスタン共和国政府崩壊を受けて、「国家建設」概念への注目が高まった。米国を中心とした同盟諸国の甚大な努力にもかかわらず、新生アフガニスタンの「国家建設 (state-building)」が頓挫したと見なされたからだ。

もっとも失敗したのが本当に「国家建設」だったとして、それはどのような「国家建設」だったのか。この問いに対する答えは、まだ必ずしも十分に論じられてはいない。そこで本稿は、「自由民主主義の勝利」の物語のなかで推進された21世紀の「国家建設」が、国際社会主導の性格をもっていただけに、「オーナーシップ」の確立という点において本質的な限界を抱えていた、という見取り図を立てる。

1 21世紀の「国家建設」の姿

(1) 冷戦終焉後の世界と対テロ戦争

2001年から21年までのアフガニスタンにおける「国家建設」活動とされるものは、「対テロ戦争 (Global War on Terror)」と呼ばれる現象のなかで起こった。テロ組織としてのアル＝カイダとその関連組織と認定されたタリバン勢力に対する軍事掃討作戦であった「不朽の自由作戦 (OEF: Operation Enduring Freedom)」が、政府への支援等によって成り立つ「国家建設」と並行して進められたのは特徴的であった。テロ組織の勢力台頭を許さないために行われた

「国家建設」活動もまた、広義の「対テロ戦争」の一環であった。

アフガニスタンにおける軍事作戦で、諸国がテロ組織から守っていたのは、2001年に攻撃を受けてから自衛権行使をしているはずのアメリカ合衆国の市民であったが、テロを許さないという価値観を共有しているはずのアフガニスタンの市民でもあるはずだった。「対テロ戦争」は、自由と民主主義の価値観を標榜する諸国による防衛作戦というイデオロギー的性格をもっているはずだった。そのため「対テロ戦争」は、冷戦終焉以降に高まっていた「自由民主主義の勝利」の言説とも結びつくことになった。冷戦終焉によって「勝利」した自由民主主義の価値規範は、普遍化したかゆえに、非領域的に活動する狂信的なテロ組織による攻撃を受けることになった。これに対して自由民主主義を標榜する諸国が、一致団結して、普遍的な国際社会の価値規範を守るために戦うことになった。これが「自由民主主義の勝利」の言説と結びついた「対テロ戦争」のイデオロギー的正当化の仕組みであった。このときアフガニスタンのような破綻国家を建て直す「国家建設」活動は、テロ組織の脅威を排除し、普遍的な価値観を標榜する自由民主的な国家の再建として認識されるようになった。この意味での「国家建設」活動は、「対テロ戦争」のみならず、「自由民主主義の勝利」の物語とも不可分一体の関係にあった。

2001年当時の米国大統領のジョージ・W・ブッシュは、2000年の大統領選挙では、クリントン政権が1990年代に関与したボスニア・ヘルツェゴビナやコソボのような「国民建設 (nation-building)」はしない、と主張していた。「9・11米同時多発テロ」が世界を変えたのだとも言えるが、ブッシュ大統領が好んで用いていたのは「体制転換 (regime change)」という概念だったことには、注意を払ってもいいだろう。「国家建設」を行わないはずだったブッシュ大統領が、現実には「国家建設」活動に深くかかわっていったのは、そこに「自由民主主義の勝利」を守るための「対テロ戦争」の意味付けがあったからだ。

21世紀初頭の「国家建設」の事例がもっていた独特の性格は、「自由民主主義の勝利」の物語が、「対テロ戦争」の軍事作戦と結びついて、「国家建設」の枠組みを提供していたことだ。したがって、アフガニスタンにおける「国家建設」の頓挫は、「自由民主主義の勝利」と「対テロ戦争」という大きな国際社会の構造的な動きの頓挫でもあった。アフガニスタンにおける「国家建設」の頓挫が、単なる局地的な事情の変化だけを意味するものではないと感じられるのは、このような背景があるからである。

(2) 冷戦終焉後の世界と国際平和活動

2001年にアフガニスタンの「国家建設」が開始される前の時代に、その予兆となる動きが、国際平和活動 (international peace operations) の分野などに見られた。冷戦終焉直後の1990年代前半に急速に広がった国際連合平和維持活動 (PKO) は、実際には度重なる失敗に見舞われて、1990年代半ばには急速に各地から撤退していた。

だがその国連PKOの撤退の動きの陰で進展していたのは、地域組織による国際平和活動であった。西アフリカのリベリアやシエラレオネで見たECOWAS (西アフリカ諸国経済共同体) の平和維持部隊の記録は歴史的な重要事例となった事件だった。両国とも、21世紀に入ってから、現地国家機構の中枢にも深く入り込む巨大な国連PKOを迎え入れることになった

が、その背景には1990年代におけるECOWASの活動があった。

国際政治の全体構造にさらに大きな影響を与えたと言えるのは、バルカン半島におけるNATO（北大西洋条約機構）などの地域組織の活動である。1990年代前半に凄惨な内戦を起こしたボスニア・ヘルツェゴビナは、国連PKOが失敗した地域の一つとしても知られる。 Dayton合意によって戦争の終結を見たボスニア・ヘルツェゴビナでは、権威を失墜させていた国連に代わって、NATOが平和維持活動を担った。また警察活動や行政機構支援などの文民組織の活動分野においても、EU（欧州連合）やOSCE（欧州安全保障協力機構）が国際平和活動の一翼を担う役割を果たした。その後の1990年代末には、コソボにおいても、NATOが国際平和活動の軍事部隊を提供した。さらに軍事部隊を引き継いだEUは、警察・司法分野においても、大きな存在感を見せてきている⁽¹⁾。

これらの1990年代における地域組織の動きは、21世紀の「国家建設」活動にも影響をもったと言える。折しもコソボにおけるNATOの軍事介入の是非をめぐる議論から、「保護する責任」報告書が生まれたのが2001年であった⁽²⁾。その時代背景のなかで、「9・11」テロ攻撃後のアフガニスタンにおけるアメリカの軍事作戦に、NATO構成諸国が協力し、戦後の「国家建設」にも大々的な関与を行うようになった。

新たに独立を目指す地域への支援となった1999年以降のコソボや東ティモールでの国連PKOは、行政機構を動かす権限も国連がもつことになり、国連主導の「国家建設」の事例を作り出すことになった。その他の主にアフリカにおける国連PKOミッションの多くも、DDR（武装解除・動員解除・社会再統合）、SSR（治安部門改革）、司法改革などの行政機構に深く入り込む活動を行うようになった。それらの活動には、UNDP（国連開発計画）をはじめとする開発援助機関もかかわるようになり、またOECD（経済協力開発機構）、DAC（開発援助委員会）における「脆弱国家」に対する支援をめぐる議論の流れとも重なって、国際援助の延長線上に「国家建設」が意識されるようになっていった。

このように国連を中心としながらも、地域組織などによって実施される形態にもすそ野を広げていった国際平和活動は、20世紀以降の改革のなかで、自由民主主義的な価値規範に通じる国際人権法や国際人道法の枠組みを積極的に取り入れる形で拡大した。国際的な平和活動は、「法の支配」を強調して「文民の保護」を目指すようになり、しかもそのための武力行使や暫定統治も正当化するようになった。国際平和活動の拡大進展は、「国家建設」と「自由民主主義の勝利」の物語を結びつける効果をもつものであった⁽³⁾。

(3) 冷戦終焉後の世界と開発援助

2000年代に現代的な意味での「国家建設（state-building）」が定着していった際、国際組織の実務家層の間では、この概念をより実務的な活動の一環として捉えようとする試みが起こった。たとえば、OECD-DACは、2008年発行の『脆弱な状況での国家建設』と題した小冊子において、「国家建設」を開発援助の枠組みのなかで捉えるべき概念として説明した。国家が破綻した状況において、開発援助は、「国家建設」としての特別な意味をもつことになる、というわけである。そこで「国家建設」は、「国家と社会の関係を通じて国家の能力・制度・正統性を高める内因的な過程である」と定義された⁽⁴⁾。

国家建設の実務に従事した人々は、単純に国家の要件を定める組織体を作ることが国家建設だ、といった平板な言い方だけでは満足しなかった。国家と社会の間の健全な関係の構築を通じて、本来あるべき国家の建設を目指していくことが必要だ、と考えた。開発援助の目標に国家のあるべき姿を含めるところから、実務家層の「国家建設」の概念が生まれたのであった。仮に国家が存在しているかのような体裁があったとしても、国家と社会構成員との間の健全な関係が樹立されていなければ、それは本来のあるべき国家の完成体ではない。社会構成員から信頼されるものでなければ、それは本当の国家ではない。このような含意を強くもつ概念枠組みで規定された「国家建設」の概念は、脆弱国家には特別な開発援助の指針が必要だ、とする議論のなかで発展した。国家としては怪しい実体への援助は、まずもってあるべき国家へと脱皮していくのを手助けするものでなければならなかった。国家と社会の間の健全な関係が構築されるときに、脆弱国家は普通の健全な国家に脱皮していく。援助を通じた「国家建設」は、そのような見取り図に従って進められるべきものでなければならなかった。

国家と社会の健全な関係は、人権のよりよき保障を中核とする法の支配の確立や、民主的制度を通じたアカウンタビリティの確立などを通じて、構築されていくだろう。つまり自由民主主義制度で達成されている健全な国家と社会構成員との関係が確立されるとき、脆弱国家は、本来のあるべき健全な国家へと脱皮する。実際のところ、欧米諸国主導で構築された既存の国際援助の概念構成の枠組みのなかには、自由民主主義の考え方が深く入り込んでいる。仮に国際機関等が、正面から自由民主主義を守れと発展途上国に迫っているわけではないとしても、実際には、多くの開発援助は、自由民主主義の価値規範の枠組みにそって実施されている。21世紀に語られるようになった「国家建設」は、国際援助の枠組みのなかでも、自由民主主義の価値観と必然的に結びついていったのであった⁽⁵⁾。

(4) 主要援助国の「国家建設」の歴史

こうした自由民主主義と深く結びついた「国家建設」が、国際援助を規定する潮流となったのは、比較的最近のことであるかもしれない。しかし自由民主主義の達成こそが真の「国家建設」につながるというイメージは、国際援助活動を推進してきた主要な諸国の歴史のなかに深くねざしている。そのため援助国は、自由民主主義的価値規範を内包した「国家建設」を支援する傾向をもちがちになる。介入主義的態度で自国の価値観を押し付けようとする意図をもっていなくても、自然に自国の国家建設の歴史を投影して支援活動を行ってしまうのである。

今日われわれが自由民主主義的な価値観と呼ぶ、国家と社会の「法の支配」を通じた関係を言い表す概念は、より伝統的には、「立憲主義 (constitutionalism)」と呼ばれてきた政治思想を中核にもつ。国際協力活動の伝統的な担い手である主要な欧米諸国の「国家建設」の歴史に深くかかわっているのが、「立憲主義」の思想運動である⁽⁶⁾。

17世紀イギリス革命は、新たな国家体制を構築し直す「国家建設」の性格を伴っていたが、社会構成員の基本的権利の保障を主権者が約束するところから生まれた。それはエドワード・コークらによる「古の憲法 (ancient constitution)」論によって展開し、社会構成員の同意

に政治権力が成立する根拠を見出す「社会契約 (social contract)」論によって思想的な裏付けを得て、ジョン・ロックの革命権の擁護による立憲主義的な国家体制の理解へと結実していった。イギリスは、不文憲法の国として知られるが、それは立憲主義の政治思想の淵源の地だという歴史的背景に由来する。イギリスが世界最古の政治体制をもつのは、明文化された憲法典が成立する前に、立憲主義の思想に支えられた政治制度が成立した経緯による。

18世紀アメリカ合衆国の独立革命は、イギリス王の専制に抗議し、諸個人の幸福追求権を不可侵の権利として主張するところから生まれた。独立13州の多くは、社会構成員の基本的権利を保障する憲法を採択していったが、合衆国憲法が成立し、最初の議会における人権規定を定める修正条項第1―第10条が取り入れられるに至り、連邦においても権利保障の法制度ができ上がった。初期の合衆国最高裁判所は、連邦政府と州政府の双方が主権を行使するという「分割主権 (divided sovereignty)」の考え方を採用しており、立憲主義的秩序のなかで主権が制約される考え方が貫かれた。

独立戦争は、伝統的な合衆国の憲法秩序の危機であった。しかし軍事的な勝利を収めた連邦側の諸州は、まだ軍事占領下の南部諸国が代表を復活させていない連邦議会において、合衆国憲法に奴隷制を禁止する修正条項第13条に加えて人種平等を定める第14条を制定した。これによってより現代的な合衆国の立憲主義の形ができ上がった。アメリカにおける「復興 (Reconstruction)」の概念は、南北戦争後の経験によって強く規定されている。

フランスの立憲主義は、ジャン・ジャック・ルソーの政治思想に代表される「国民 (nation)」概念の特別な地位によって象徴される。フランス革命後に成立した1791年フランス憲法は、「人および市民の諸権利の宣言」と題され、「各人の自然権 (droit naturel)」の不可侵性が宣言された (第4条)。さらに主権は「本質的に国民に存する」ことが定められ (第3条)、フランス人民の代表者によって構成される国民議会がそれを行行使するのであった (前文)。

伝統的な開発援助ドナー国には、第二次世界大戦では敗北を喫したドイツや日本も含まれるが、両国は、20世紀後半に戦争の荒廃からの復興の過程で、立憲主義の思想にそった「国家建設」を経験した。いずれの国においても、戦争の惨禍の後の復興過程で制定された憲法が、社会構成員の基本的権利を保障し、国家と社会の民主主義的な関係も規定するようになった。

これらの諸国は、自国の歴史に影響されながら「国家建設」を想定する。そして極めて自然に権威主義体制から自由民主主義国への脱皮の過程を想起して「国家建設」のイメージをもつ。開発援助を通じて、「国家建設」は、自由民主主義的な価値観と不可分一体の関係にあるものとして見なされがちなのである。

2 「国家建設」におけるオーナーシップの必要性

(1) 21世紀「国家建設」の陥穽

ここまで21世紀の「国家建設」が、対テロ戦争、国際平和活動、開発援助などを通じて、「自由民主主義の勝利」の物語と密接に結びついていることを指摘した。その背景には、自由民主主義国としての「国家建設」の歴史を経験した欧米諸国の存在があった。そのため、「国

家建設」が行き詰まりを見せるとき、欧米諸国を中心とする国際社会の勢力の度合いや、価値規範の信奉の度合いなどが、問い直されるのであった。

2021年のアフガニスタン・イスラム共和国政府の崩壊が衝撃的だったのは、ともに自由民主主義のためにテロリスト勢力と戦っているはずだった政府軍が、アメリカ軍の完全撤退が現実のものとなった時、首都の防衛も放棄して、総崩れになったことだった。アフガニスタンの「国家建設」は、人々の心の中に、守るべき国家の姿を建設できていなかった。21世紀の「国家建設」が、自由民主主義の勝利という物語と密接不可分に進められたものであっただけに、それは衝撃的な光景だった。

21世紀の「国家建設」は間違っていたのか。21世紀の「国家建設」の姿勢そのものに本質的な欠陥が隠されていたとすれば、それは「自由民主主義の勝利」の物語に必然的にかかわってくるような欠陥であろう。21世紀の「国家建設」は、自由民主主義の拡大を基調とする国際社会の潮流に従って進められてきた。まさにその点に、構造的な限界が生まれる要因があった。国際社会の支援によって「国家建設」が進められていくのであれば、現地社会の構成員に「オーナーシップ」を感じさせることは簡単ではない。しかし「オーナーシップ」の欠落した「国家建設」などは、砂上の楼閣に過ぎない。

「国家建設」において国家の統一的理念を形成する価値規範の確立は、極めて重大で、困難な作業である。「国家建設」の過程が革命や戦争をへて開始されることが多いのは、価値規範をめぐる熾烈な闘争をへて初めて、国家の理念も確立されていくからだ。最終的には、国家が標榜する価値規範に対して、社会構成員がオーナーシップを感じるができるかどうかを試金石となる⁽⁷⁾。21世紀においては、国際社会の標準的な価値規範が自由民主主義的な内容をもつようになった。その時代的背景を反映して、「国家建設」と呼ばれる活動においても、自由民主主義的価値観をもった国家制度の構築が重視される傾向が生まれた。だが国際社会の潮流に従って取り入れられただけの価値規範では、社会構成員がオーナーシップを感じるができない。国家の理念に対して、社会構成員がオーナーシップを感じるができない状況では、「国家建設」が円滑に進むはずもない。

繰り返し開催されたアフガニスタン支援国会合では、アフガニスタン共和国政府と、ドナー諸国との間に国際協約が結ばれたといったことが強調されたりした⁽⁸⁾。しかし、アフガニスタン政府とアフガニスタン社会構成員の間の立憲主義的な健全な関係の構築は、真剣に議論され、強固に確立されていくことはなかった。政府高官の汚職が恒常的に蔓延し、大統領選挙のたびに複数の候補者が勝利宣言を出して対立しあうような状況では、「国家建設」は進まない。ただし、その「国家建設」の停滞は、国際共同体が裏切られるから起こるのではない。そうではなく、第一義的には、社会構成員がオーナーシップを感じるができないから、起こるのである。アフガニスタンは、「国家建設のオーナーシップ」の欠陥が存在していたがゆえに失敗を余儀なくされた典型的な事例となった。

(2) 「国家建設」における軍事力のオーナーシップ

アフガニスタンの「国家建設」は、対テロ戦争と同時並行で進められたがゆえに、大きな困難を伴うことになった。ただし軍事力の行使が、「国家建設」に常に反するというものでは

ない。すでに見た欧米諸国の「国家建設」の事例を見ても、軍事力が介在する騒乱をへて、「国家建設」が果たされている事例は少なくない。ただ「正当な暴力の独占」と定義されることもある「国家」の建設は⁹⁾、まさに「正当な暴力の独占」をへることなくしては果たされないということだ。

アンソニー・ギデンズらの研究で広く知られるように、近代ヨーロッパの国民国家の発展過程では、度重なる戦争に備えるための中央集権体制の確立を通じた国民軍の創設やそれに伴う社会保障の導入などが、大きな意味をもった¹⁰⁾。軍事力の体制と実力の整備は、「国家建設」の必然的な一要素だ。言うまでもなく、この点の認識があればこそ、DDRやSSRといった中央政府への軍事力の集中が、現代の「国家建設」活動で重視される。逆に言えば、内戦状態のように国家の領域内で戦争が継続中の状態で、「国家建設」を進展させることは著しく難しい。まして外国軍が自国を守る自衛権を行使し続ける軍事行動を継続させているような状況で「国家建設」を進める試みには、歴史的な成功例も見つからない。

アフガニスタンでは、人々が「オーナーシップ」を感じて守ろうとする国家像を作り切れなかったことが、最大の問題であった。アメリカを中心とする諸国の支援で、35万人定員のアフガニスタン治安部隊（ANDSF: Afghan National Defense and Security Forces）の規模拡大と能力構築が、巨額の費用をかけて進められた。しかし、その軍事力の整備と統制を、「国家建設」の枢要な柱として位置付けていく努力は、実を結ばなかった。アフガニスタン人にとって、それは外国の支援によって作られた人工的な軍事力でしかなかったのだ。

自由民主主義的な諸制度を取り入れることが「国家建設」だと見なされ過ぎるあまり、軍事力の整備と統制こそが国家の基盤となるという点が軽視されるようになってしまった。それどころか、外国軍主導の対テロ戦争の論理が優先されることが常態化してしまった。だがそれでは「国家建設」は溶解していつてしまう。国家の制度的形態が中央集権的なものであろうと、連邦制下の分散的なものであろうと、軍事力は、統一的な国家像を強化するために整備されなければならない、その国家像を守るために行使されなければならない。当然のことである。だが、その当然のことが疑われているような状況に陥ってしまえば、やはり安定的な「国家建設」は不可能となる。アフガニスタンでは、米軍は、大規模駐留を終えた後ですら、敵対勢力の暗殺作戦などに傾注し、「国家建設」のために軍事力の整備におけるオーナーシップを重視する視点が希薄であった。イスラム国ホラサン州（IS-K）勢力が台頭した後は、IS-Kを軍事的に駆逐することに注力する余り、「国家建設」への配慮を怠りがちになり、結果としてIS-K勢力減退後のタリバンの勢力拡大を許してしまった。

日本、韓国、ドイツのように、長期にわたって米軍を駐留させ続けながら、国家の安定も確保し続けている国もある。それは外国軍が、外敵の脅威に共同で対処するために存在していることが理解されているからであり、したがって、国内での活動は抑制されているからでもある。ところがアフガニスタンにおいては、まったく逆のベクトルで外国軍が作戦行動を行っていた。「国家建設」のオーナーシップは、国家の軍隊に対する人々のオーナーシップの意識の度合いによって大きく規定される。アフガニスタンでは、軍事力の規模と能力が絶えず議論の対象となっていたが、結局は軍事力に対するオーナーシップの意識は育たず、軍人

の側にも国民の軍隊であるという意識が育たなかった。もし「国家」が本当に「正当な暴力の独占」として定義されるものであるならば、アフガニスタンのような状況において、「国家」が建設されることは著しく困難だった。

おわりに

本稿では、21世紀の「国家建設」は、冷戦終焉後の「自由民主主義の勝利」の物語と結びつき、立憲主義的制度を確立する国家を形成するための活動として認識されていることを指摘した。対テロ戦争、国際平和活動、開発援助などを通じて、自由民主主義を基盤とした国際的な軍事活動や援助活動が行われ、21世紀の「国家建設」は進められてきた。しかし国際社会の潮流にそった「国家建設」活動は、現地社会の構成員の「オーナーシップ」を発達させるにいくという限界を抱えている。「国家建設」活動の成否は、国家の理念や、軍事力の整備において、「オーナーシップ」をどこまで顕現できるかにかかっているとと言える。

- (1) 篠田英朗『パートナーシップ国際平和活動——変動する国際社会と紛争解決』勁草書房、2021年、参照。
- (2) International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty* (International Development Research, 2001).
- (3) Roland Paris, *At War's End: Building Peace After Civil Conflict* (Cambridge University Press: 2004).
- (4) OECD, "State Building in Situations of Fragility: Initial Findings," August 2008 <<https://www.oecd.org/dac/conflict-fragility-resilience/docs/41212290.pdf>>, See also International Dialogue on Peacebuilding and Statebuilding, "Peacebuilding and Statebuilding Priorities and Challenges: A Synthesis of Findings from Seven Multi-Stakeholder Consultations" <https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---africa/---ro-abidjan/documents/genericdocument/wcms_242928.pdf>.
- (5) 篠田英朗『平和構築入門——その思想と方法を問いなおす』ちくま新書、2013年、参照。
- (6) 篠田英朗『「国家主権」という思想——国際立憲主義への軌跡』勁草書房、2012年、参照。
- (7) 篠田英朗「国家建設の戦略的指針としてのオーナーシップ原則」藤重博美・上杉勇司・古澤嘉朗編『ハイブリッドな国家建設——自由主義と現地重視の狭間で』ナカニシヤ出版、2019年、67-80ページ、篠田英朗「平和構築における現地社会のオーナーシップの意義」『広島平和科学』31号、広島大学平和科学研究センター、2009年、163-202ページ、篠田英朗「平和構築における現地社会オーナーシップ原則の歴史的・理論的・政策的再検討」『広島平和科学』32号、広島大学平和科学研究センター、2010年、1-25ページ、などを参照。
- (8) たとえば、ボン・プロセスの完遂に伴って行われた支援国会議で採択された「アフガニスタン・イスラム共和国政府と国際共同体との間の合意」という形態をとった『アフガニスタン・コンパクト』などが典型例である。The Afghanistan Compact, The London Conference on Afghanistan, 31 January – 1 February 2006 <https://www.diplomatie.gouv.fr/IMG/pdf/afghanistan_compact.pdf>.
- (9) マックス・ヴェーバー（脇圭平訳）『職業としての政治』岩波文庫、2020年。
- (10) アンソニー・ギデンズ、松尾精文・小幡正敏訳『国民国家と暴力』而立書房、1999年。